

「(仮称)流山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(案)」及び「(仮称)流山市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(案)」について

＜このたびの諮問の経緯＞

前回の会議(平成24年8月8日)で2つの条例案について、その内容及びパブリックコメントの実施について議論

➡ パブリックコメントの実施に向けた準備  
・・・ 市法規審査、市の庁内会議での議論

☆庁内での議論において、次のような指摘

(1) 条例の内容量が膨大であり、内容を把握するだけでも困難。市民や事業者にとってより判り易く、必要な内容を中心としたものに見直す必要がある。特に、現行の厚生労働省令どおり規定する内容について規定の仕方を見直すこと。

今までの案 ・地域密着型サービスに係る条例案・・・207条  
・地域密着型介護予防サービスに係る条例案・・・93条

(2) 見直し後の条例案への流山市福祉施策審議会の意見反映は、諮問～答申により行い、その後パブリックコメントを実施すること。

∴ よって、見直し後の条例案について、今回の審議会で説明の上、諮問させていただくもの。また、今後のパブリックコメントの実施及び市議会及び市議会への条例案の上程スケジュールについて、4頁のとおり進めることについて了承を得ようとするものです。

< 今回の諮問～答申の進め方について >

平成24年9月3日(月)

見直し後の条例案の説明～検討・議論

条例案について、  
随時、審議会委員からの  
意見を付け。

★別紙  
意見等記入用紙  
を利用

審議会委員からの  
意見に基づく検討、  
必要な調整

条例案の調整(内容の変更等)を  
行った場合には、審議会委員全員に  
その内容を送付

市内部の議論、法規  
審査による指示、検討  
要請

平成24年9月25日(火)

見直し後の条例案の答申について議論～答申取りまとめ

## 見直し後の2つの条例案に関する主 点

下記の「厚生労働省令」とは、国で定める現行の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」をいう。

- ア 現行の厚生労働省令は、平成25年4月以後もそのまま残る取扱いとなっている。そこで、市条例で規定する内容は、市独自の内容とする条文を中心としたものにより構成し、現行の厚生労働省令の基準どおり規定するものは「基準省令に定めるとおり」と規定し、見直し前の条例案に比べ効率化した規定方法とし、市民、事業者にとって判り易い条例案とする。
- イ 現行の厚生労働省令で規定する基準どおりとする規定（介護サービスコ分34条、介護予防サービスコ分16条）において、条例で規定するもの以外の基準は「平成24年厚生労働省令第30号による改正後の基準省令」と「特定」すること、今後厚生労働省令が改正された場合でも直ちにその改正の影響を受けることなく、その改正内容を流山市の基準に適用するかどうかを参酌した上で、必要な条例改正を行っていく対応を可能とした。
- ウ 市独自規定（案）については、これまでの市法規審査における検討・協議の結果、前回審議会で説明したもののうち、次の2案について取り下げるものとしたほか、他の8つの案について所要の文言調整を行った（5頁以降）。
- ・ 前回会議資料の独自規定案（2）「事業者は、地球環境に配慮した事業活動を行うよう努める」とする案  
…理由：事業者の環境に配慮した行動基準は、流山市環境基本条例や流山市環境基本計画等に従う取扱いとするため。
  - ・ 前回会議資料の独自規定案（6）「サービス計画書及び介護報酬請求に関する書類について、現行の保存期間2年を、5年間に変更する」案  
…理由：事業者の介護報酬請求に関しては、審査支払機関である国民健康保険団体連合会で請求資料が保存されているとともに、市に必要なデータが送られてきており、こうしたものにより管理することが可能なため。



## 流山市としての独自規定(案)について(見直し後)

### 流山市としての独自規定(1)

【規定の対象】施設、事業所において食事の提供を行う地域密着型サービス

- ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 … 第15条 (介護予防: 第7条)
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 … 第20条での準用 (介護予防: 第13条での準用)
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 … 第22条での準用 (介護予防: 第15条での準用)
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 … 第24条での準用
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設 … 第27条  
(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 … 第31条での準用)
- ・ 複合型サービス … 第33条での準用

○考え方: 利用者の心身の状態の維持・向上を図るうえで、施設・事業所において提供する食事の内容や質は、重視されなければならない。

地域密着型介護老人福祉施設の基準では、栄養等に配慮して食事の提供を行うよう規定しているが、他の事業所・施設において食事の提供を行う地域密着型サービスに係る基準ではこうした食事に関する規定がないことから、同様の規定を置くものである。

また、本市は、平成19年に健康都市宣言を行い、その理念に基づき健康なまちづくりの推進を目標とした「健康都市推進プラン」のなかで、健全・健康な食生活を進めるまちづくりを目指し、地元の食材を地元で消費する『地産地消』を進めるとしていることから、こうした趣旨を食事に関する規定に反映するものである。

## 流山市としての独自規定（2）

### 【規定の対象】

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 … 第8条
- ・ 夜間対応型訪問介護 … 第12条での準用
- ・ （介護予防）認知症対応型通所介護 … 第16条（介護予防：第8条）
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 … 第24条での準用
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設 … 第29条での準用  
（ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 … 第31条での準用）

○考え方 3. 11 東日本大震災以来、地震等自然災害や火災・事故等の非常災害対策は、我が国の大きなテーマとなっている。非常災害対策に関する規定は、ほぼ全てのサービスに係る基準で規定されているが、非常災害に備えた訓練の実施の際に地域住民の参加協力を得ることは、現行規定では、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び複合型サービスにしか置かれていない。しかし、非常災害時に施設又は事業所の利用者の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、当該施設等の周辺住民の協力が不可欠となる。

したがって、こうした趣旨を、通所・入所（入居）系サービスの全ての基準において規定し、避難等の訓練を実施する際には、地域との連携を図りつつ実施することに努めるよう規定する。

また、現行規定では、非常災害対策に関する規定がない訪問系のサービス（三定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護）については、事業所として非常災害に備えた体制や職員の意識高揚を図るよう規定を新設する。

流山市としての独自規定 (3)

【規定の対象】全ての地域密着型(介護予防)サービス

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 … 第10条
- ・夜間対応型訪問介護 … 第12条での準用
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護 … 第18条での準用(介護予防:第10条)
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 … 第20条での準用(介護予防:第13条での準用)
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 … 第22条での準用(介護予防:第15条での準用)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護 … 第24条での準用
- ・地域密着型介護老人福祉施設 … 第28条  
(ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 … 第31条での準用)
- ・複合型サービス … 第33条での準用

○考え方 利用者が安心してサービスを利用してサービスを利用できるための基本的事項のひとつとして、サービス提供事業者の法令遵守の姿勢がある。そのなかでも、サービスの利用を通じて得られた利用者情報が、利用者本人の意思とは無関係に利用され、あるいは漏洩することがないよう図られる必要がある。現行の基準では、個人情報秘密保持について、①事業所の事業者の守秘義務、②当該事業所の事業者でなくなった後に個人情報における個人情報の秘密保持について、当該事業所が必要措置を講ずること、③事業者がサービス提供上の理由で個人情報を利用するときは、あらかじめ本人に当該利用に關し同意を得ておくこと、の3つを規定しているが、従業者の個人情報の秘密保持について、介護保険法(第69条の37)の介護支援専門員の守秘義務に係る規定の「介護支援専門員でなくなった後に、介護保険法とす」と同様の文言を入れ、従業者本人の秘密保持の意識を高める規定内容とする。

※介護保険法第69条の37

介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に關して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。  
介護支援専門員でなくなった後に、同様とする。

#### 流山市としての独自規定 (4)

【規定の対象】 地域密着型介護老人福祉施設を除く全てのサービス

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 … 第9条
- ・ 夜間対応型訪問介護 … 第12条での準用
- ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 … 第17条 (介護予防：第9条)
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 … 第20条での準用 (介護予防：第13条での準用)
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 … 第22条での準用 (介護予防：第15条での準用)
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 … 第24条での準用
- ・ 複合型サービス … 第33条での準用

○ 考え方 衛生管理の徹底は、サービス提供事業者としての基本的事項のひとつであり、かつ重要な部分である。現行の基準では、地域密着型介護老人福祉施設にのみ、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する規定 (指針の整備、従業者への定期的な研修の実施等) が置かれている。よって、こうした内容の規定を、食事の提供を行う通所／施設系のサービス事業者の基準に設け、衛生管理の徹底を図る。  
さらに、訪問系サービス (三定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護) においても、衛生管理の徹底が図られるよう従業者への衛生教育を促す規定を盛り込むこととする。

#### 流山市としての独自規定 (5)

【規定の対象】 全ての地域密着型 (介護予防) サービス

- ・ (仮称) 流山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 … 第3条
- ・ (仮称) 流山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例 … 第3条

○ 考え方 平成24年度の介護保険制度改正により地域包括ケアの推進が介護保険法に明記された。今後とも地域包括支援センターが地域包括ケアづくりの中核となり、地域のさまざまな介護、保健、医療、福祉等のサービス提供主体と連携を図ることが求められることから、こうした趣旨に鑑み「地域密着型サービスの一般原則」を定める現行規定に地域密着型サービス事業者が連携に努める相手方として、地域包括支援センターを明記するものである。



流山市としての独自規定（6）

【規定の対象】

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 … 第6条
- ・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護 … 第20条での準用（介護予防：第12条）
- ・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護 … 第22条での準用（介護予防：第15条での準用）
- ・ 複合型サービス … 第33条での準用

○ 考え方 現行規定では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護及び複合型サービスの基準では、定期的に外部機関による事業評価を受けるなどサービスの質の評価を行い、その結果を公表することが求められているが、地域密着型サービスの事業者指定、事業者指導を行う保険者として、当該サービスの実績や質を把握するために、評価結果について『市に報告する』ことを求めることとする。

流山市としての独自規定（7）

【規定の対象】

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 … 第7条
- ・ 夜間対応型訪問介護 … 第12条での準用

○ 考え方 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型通所介護においては、サービスの性質上、夜間等の随時の訪問サービスを行うために合鍵を預かる必要があるが、その管理を徹底するための一つとして、当該事業所の管理者を合鍵の管理責任者とし、責任の所在を明らかにし、利用者の安心感の向上を図る。

流山市としての独自規定（8）

- 【規定の対象】事業所・施設でサービスを提供する地域密着型（介護予防）サービス
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護 …… 第14条（介護予防：第6条）
  - ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 …… 第20条での準用（介護予防：第13条での準用）
  - ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 …… 第22条での準用（介護予防：第15条での準用）
  - ・地域密着型特定施設入居者生活介護 …… 第24条での準用
  - ・地域密着型介護老人福祉施設 …… 第29条での準用
  - ・（ユニット型）地域密着型介護老人福祉施設 …… 第31条での準用
  - ・複合型サービス …… 第33条での準用

○考え方 事業所又は施設において利用者においてサービスを提供する地域密着型サービスの設備基準に関する現行の規定では、非常災害時に対応する設備について「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」と規定している。

しかし、3.11の東日本大震災や過去の介護保険事業所等における利用者の火災による死亡事故の教訓があり、当該規定について災害の予防及び被害の軽減を図る観点から、非常災害設備の設置目的をよりわかりやすい表現として規定する。すなわち、「利用者を火災、地震等の災害から保護するとともに、被害を軽減させるために必要なもの」として、事業者が非常災害に備えた設備の整備が確実になされるよう促すものである。